

令和7年度板橋区生活安全協議会活動方針

1 活動方針

- (1) 「いたばし生活安全都市宣言」で宣言している「地域防犯力の向上」を図るため、板橋区や関係機関・団体は、意識啓発活動を積極的に進める。
- (2) 生活安全協議会は、共通の事業を行い、関係機関・団体の連携を強めるとともに、地域ぐるみの運動につなげる。
- (3) 重点項目を定めて専門部会を設置し、事業計画に基づき効果的に活動を行うとともに、地域ぐるみで犯罪の防止を図る。

2 重点項目

(1) 特殊詐欺・闇バイト・悪質商法対策

- ① 令和6年の特殊詐欺被害件数は152件、被害額は約7億4,200万円であり、いずれも過去ワーストとなっており、23区中4番目に多い結果となっている（東京都民安全推進部による集計）。被害の傾向に注視しつつ、引き続き、関係機関と連携し、現役世代から高齢者までの幅広い世代への注意喚起に努めていく。
- ② 全国的に社会問題化している「闇バイト」について、各種広報活動や事業の実施により、区民の防犯対策の促進及び防犯意識の向上に努めていく。また、関係機関で連携し、若者を犯罪者集団から守ることができるよう、SNSの活用や各種キャンペーン等を実施し、注意喚起を図っていく。
- ③ 消費者センターへの相談総件数は増加している。若い世代を中心に通信販売の相談や高齢者を中心に訪問販売等の相談が増えていることから、幅広い世代へ、SNSや広報紙等を活用した注意喚起に努めていく。

(2) 子どもに対する犯罪の防止対策

令和6年の子どもに対する犯罪（誘拐、わいせつ等）の認知件数は17件であり、前年に比べ9件増加している。引き続き、講習会の開催や小中学校と連携した登下校時の警戒強化（青色防犯パトロールカーやスクールガードなど）、「メールけいしちょう」・「Digi Police」の利用促進、躊躇しない110番通報の必要性の周知等により、子どもに対する犯罪への防犯意識啓発に努めていく。

(3) 火災予防対策

令和6年の火災件数は133件、火災による死者数は4名であり、いずれも前年に比べ減少している。火災原因の多くを占めている電気火災や放火等、各火災原因の傾向に注視しつつ、火災の注意喚起・対策の広報を実施していく。また、住宅用火災警報器及び消火器の設置促進並びに火災の危険性の周知に努める等、今後も関係機関と協力した防火対策を実施していく。

3 事業計画

(1) 令和7年度板橋区生活安全協議会専門部会

- ①板橋区の安心・安全を推進させるため、専門部会委員と区、警察署、消防署の担当課長により、具体的かつ実効性のある施策を議論する専門部会を設置する。
- ②専門部会委員は協議会委員から事務局が選定する。
- ③令和7年度についても、1年間の犯罪、火災の統計がまとまる2月に開催することで、統計に基づいた施策を集中的に議論する。

(2) 区、関係機関・団体の協働事業

①地域安全マップ作製講習会

子どもの犯罪被害防止能力向上に向け、犯罪が起こりやすい場所を地図に表す「地域安全マップづくり」を普及させることを目的として開催する。

【日時】令和7年6月28日（土）午前9時～正午

【会場】きたのホールとその周辺

【共催】板橋区、小学校PTA連合会

【講師】地域安全マップインストラクター

【協力】大東文化大学防災研究同好会「STERA」

②犯罪抑止生活安全のつどい

犯罪のない安心・安全な都市を目指して、関係機関が一致団結して防犯意識を高めることを目的として開催する。

【日時】令和7年10月1日（水）予定

【会場】区立文化会館大ホール（板橋区大山東町51番1号）

【共催】板橋区、警察署、防犯協会、町会連合会

③生活安全の日キャンペーン

毎年12月20日を「板橋区生活安全の日」と定め、年末年始に増加する犯罪や火災を予防するため、関係機関・団体が協力し、街頭キャンペーン等を実施する。

【日時】令和7年12月19日（金）予定

【会場】未定

【共催】板橋区、警察署、消防署、防犯協会、防火防災協会

④板橋セーフティー・ネットワーク

区内を中心に業務を行っている事業者や区民が、日常生活や日常業務中に不審者等を発見した際の110番通報の協力等、日常生活や日常業務に防犯の観点を加えることにより、区内の犯罪抑止効果と早期解決を図っていく。

【内容】区内事業者の参加促進、防犯情報の発信、

日常生活や業務に使用する車両用の防犯ステッカー等の配付

⑤防犯設備の整備補助

地域の安全対策を推進及び強化するため、都・区が、町会・自治会、商店街が防犯カメラを設置する際の費用の一部を補助する。

なお、令和7年度から令和8年度までの2年間は、都の補助率が引き上げられ、町会・自治会等及び商店街の負担割合が軽減されている。

令和7年度補助内容	
町会・自治会（単独）	補助率23／24（補助額：575万円上限）
町会・自治会＋商店街（連携）	補助率23／24（補助額：862.5万円上限）
商店街（単独）	補助率11／12（補助額：825万円上限）

⑥防犯カメラの維持管理費等補助金

地域の防犯力の維持向上を支援するため、都・区が、町会・自治会、商店街が管理する防犯カメラの維持管理費の一部を補助する。

補助対象経費・経費限度額	補助額・補助限度額
ア 維持管理費（区制度）	1台当たり2,500円（定額）
イ 移設費（都制度）	町会・自治会、商店街（連携）補助率5／6
・1台当たり20万円限度	商店街（単独）補助率2／3
ウ 電気料金（都制度）	町会・自治会、商店街（連携）補助率5／6
・1台当たり5,000円限度	商店街（単独）補助率2／3
エ 使用料（都制度）	町会・自治会、商店街（連携）補助率5／6
・1台当たり3,000円限度	商店街（単独）補助率2／3
オ 撤去費（区制度）	1台当たり10万円限度

※アの経費に対する区の補助金を申請する場合、同一年度にウ・エの経費に対するとの補助金を申請することはできない。

※ア・ウ・エの補助額・限度額は、それぞれ年額とする。

（3）区の実施事業

①防犯機器等購入緊急補助事業【新規】

昨今、いわゆる「闇バイト」が関係すると思われる強盗事件等が発生する中で、一戸建て住宅及び共同住宅（賃貸を含む）の専有部分に、区民が侵入盗被害に有用な防犯機器等を購入・設置した場合、都・区が費用の一部を補助する。

【補助対象】区民（申請は1世帯につき1回のみ。複数品目の合算申請可能。）

【対象機器】侵入盗被害に有用な防犯機器等

例：防犯カメラ、カメラ付きインターホン、面格子、センサーライト、センサーアラーム、防犯フィルム、防犯ガラス、防犯性の高い錠、補助錠、防犯砂利等

【補助内容】補助率3／4（上限3万円）

※負担割合：都1／2・区1／4・区民1／4

【受付期間】令和7年8月1日～令和8年2月28日

②総合安心・安全パトロール

区の安心・安全を守るために、24時間365日、青色防犯パトロールカー3台による巡回警備を実施する。

【通常巡回警備】

〔安心・安全パトロール〕

児童の登下校時の安全確保と犯罪抑止。

〔区立公園等パトロール〕

区が設置・管理する公園、広場、バーベキュー場等における適正利用の促進。

〔集積所における資源持ち去り防止パトロール〕

集積所における条例違反行為の中止。

【特別巡回警備】

警察署等と連携し、不審者情報や犯罪発生情報等により、特に警戒を要する地域に対し、青色防犯パトロールカーの巡回を一定期間強化する。

③詐欺対策電話機等購入費補助

区民が区内店舗から詐欺対策電話機等(特殊詐欺等に関する着信を自動で拒否する機能や自動応答録音機能を備えた電話機及び機器)を購入した場合、費用の一部を補助する。

【補助対象】区民（年齢制限なし）

【補助内容】補助率1／2（上限2,000円）

④簡易型自動通話録音機の配付

詐欺対策のため、主に固定電話機に貼り付けて使用する特殊詐欺対策用品（受話器を取るとセンサーが作動し、警告音声が発生した後、通話録音を自動で開始する機器のこと。）を無償配付する。

【配付対象】65歳以上の区民

【配付場所】区役所及び警察署

【配付台数】2,000台

⑤親子体験型防犯教室（親子で体験あんぜん教室）

子どもが外出時に犯罪に巻き込まれそうになった場面を想定し、講師からの解説及びジオラマを用いた体験によって、子ども及びその保護者が危険回避行動を学ぶことを目的として開催する。

【日時】令和8年2月予定

【会場】未定

【講師】NPO法人 体験型安全教育支援機構

【対象】区内在住で翌年度に小学校へ入学する幼児とその保護者

⑥いたばし子ども見守り隊・スクールガード（担当：教育委員会事務局地域教育力推進課）
児童の登下校時の安全・安心対策としてのボランティア登録制度「いたばし子ども見守り隊」・「スクールガード」を設置し、腕章等の配付による活動の支援を行う。

⑦通学路防犯カメラの設置（担当：教育委員会事務局地域教育力推進課）
児童の安全確保及び犯罪抑止等を図るため、区立小学校の校地内・通学路上に防犯カメラを設置している。（設置台数：258台）

（４）区、関係機関による広報活動等

①「最近の犯罪発生情報」の発行（毎週発行）

各警察署等からの情報をもとに、区内で発生した犯罪発生状況等をまとめた「最近の犯罪発生情報」を作成し、区ホームページに掲載するとともに、板橋セーフティー・ネットワークの参加事業者等へ配信する。併せて、防災メールやLINE、Xを活用し、情報を発信する。

②広報いたばしへの防犯特集記事の掲載

4月12日号：特殊詐欺への注意喚起（1面）

7月26日号：防犯機器等購入緊急補助事業の周知（1面）

12月頃予定：生活安全特集（1面）

③緊急犯罪情報の提供（随時）

防災メールやLINE、Xの登録者へ、重大事件等の発生情報を配信する。

④区公式ホームページの更新（随時）

イベントの開催情報や犯罪発生情報等、区の防犯に関する取り組み等を掲載する。

⑤防犯機器等購入緊急補助事業のポスター・チラシの作成・配布

事業の周知のためのポスター・チラシを作成し、関係機関及び区民へ配布する。

⑥「メールけいしちょう」「Digi Police」「東京消防庁公式アプリ」の周知（随時）

広報いたばしの掲載等、区民への周知と登録を促進する。

⑦青色防犯パトロールカーによる広報活動（随時）

警察署と連携を図り、指定地域に青色防犯パトロールカーを巡回させ、注意喚起の広報活動を行う。

⑧防犯用品の展示（常時）

特殊詐欺等対策電話機、簡易型自動通話録音機、防犯砂利等の防犯用品を本庁舎南館4階に常設展示し、防犯意識の啓発に努める。

⑨各種キャンペーンの実施（随時）

痴漢撲滅や特殊詐欺対策、子どもの防犯等についての注意喚起・啓発のため、警察署等と協力し、各種キャンペーン活動を展開する。

⑩特殊詐欺被害防止に向けた対策

区が発行する冊子や区民宛てに送付する封筒・資料に特殊詐欺被害防止の記事・注意喚起を掲載する。